

令和 7 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略
沼津駅周辺整備に向けた公共空間再編整備検討業務委託
公 募 仕 様 書

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 本仕様書は、「令和 7 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅周辺整備に向けた公共空間再編整備検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」（以下「まちづくり戦略」という。）を令和 2 年 3 月に策定した。その後、まちづくり戦略に位置付けられた「戦略Ⅰ：ヒト中心の公共空間の創出」に基づき、本市が取り組む中期までの公共空間再編に関する具体的なアクションプランとして、駅前広場（南口及び北口）や駅前街路（（都）三枚橋錦町線・沼津駅沼津港線）の再編整備イメージやまちづくりシナリオ等を示す「沼津市公共空間再編整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、実現に向けて取り組んでいるところである。

本業務は、鉄道高架事業完成時に向けて、「駅とまちのつながりの確保」や「都市の顔となる駅舎や駅前広場の整備」、「高架下空間への都市機能導入」など行うにあたり、駅舎や駅前広場、高架下などの空間整備の基本的な考え方やデザイン指針などを示す「沼津駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」が策定されることから、「整備計画」で示す、中・長期のまちづくりシナリオを再検討することを目的とする。

(委託箇所)

第 3 条 本業務の委託箇所は、別紙 1 に示すとおりとする。

(準拠する法令等)

第 4 条 本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 道路法
- (4) 道路構造令
- (5) 建築基準法
- (6) 駐車場法
- (7) 沼津市業務委託契約約款
- (8) その他関係法令等

(作業計画)

第 5 条 受託者は本業務を実施するにあたり、契約締結後すみやかに、業務計画書、工程表、主任技術者通知書を提出し、承認を受けるものとする。

(貸与資料)

第6条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。

- | | | |
|------------|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 平成30年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 中心市街地交通戦略策定業務委託 |
| (2) 平成30年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託 |
| (3) 平成30年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託 |
| (4) 平成31年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託 |
| (5) 平成31年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託 |
| (6) 令和2年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | ヒト中心の公共空間創出に向けた歩行者行動・空間構成等の調査・分析業務委託 |
| (7) 令和2年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | ヒト中心の公共空間創出に向けた空間・交通再編検討業務委託 |
| (8) 令和3年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編による歩行者行動・空間特性等の評価・分析業務委託 |
| (9) 令和3年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編整備計画作成等業務委託 |
| (10) 令和4年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 公共空間再編整備に向けた検討業務委託 |
| (11) 令和5年度 | 沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験等公共空間再編整備検討業務委託 |

(関連業務)

第7条 業務の実施にあたっては、「令和7年度 沼津駅・駅前広場等デザイン基本計画策定業務委託」及び「まちづくり戦略」、UR都市機構が実施を予定する沼津駅周辺地区におけるまちなかウォークابل推進業務と十分に連携・調整を図り、進めるものとする。

(疑義)

第8条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

第2章 業務内容

(業務の内容)

第9条 本業務の内容は、次のとおりとする。

1. 中期の公共空間再編整備計画の長期駅前広場に合わせた検討

(1) 中期の公共空間再編整備案の比較検討

「令和7年度 沼津駅・駅前広場等デザイン基本計画策定業務委託」で示される長期の駅舎・駅前広場のデザインコンセプトを踏まえて、中期での整備内容の見直しを行い、中期検討案から長期駅前広場ににつながるまちづくりシナリオおよび、まちづくりシナリオに基づいた中期の公共空間再編整備案の比較検討を行う。

比較検討にあたっては、下記項目等を検討した上で3案程度の整備案の作成を行う。

- ・長期の駅前広場に合わせた中期の整備計画案の見直し
- ・駅前広場（南口及び北口）の機能配置
- ・駅前街路（T字街路）の再編方針（交差点改良を含む）
- ・駅周辺の細街路（乗降者場へのアクセス路を含む）
- ・最終的な中期案に合わせた整備ステップおよび実現に向けた検討スケジュール
- ・中期整備案の概算工事費の算出（整備ステップごとに算出を行う。）

検討結果を踏まえて、中期の沼津駅周辺公共空間再編整備計画案（駅前広場、交差点、駅前街路の計画平面図及び断面図含む）を3案程度作成し、各整備案を比較表にまとめること。

(2) 中期広場の整備に向けた交通検証の検討業務

これまでの交通検証状況の整理や都市計画道路 三枚橋錦町線に新設された横断歩道に伴う交通状況などを調査、分析し、(1)で検討した3案ごとに新たなシナリオに合わせた交通課題の整理を行い、必要な交通検証（静的解析等）を行う。交通検証の範囲については、別紙1の範囲を基本とするが、交通検証の状況に応じて周辺地区においても実施する。

また、比較表により1案に絞り込んだ上で、地区交通計画の修正案に合わせた公共空間再編に向けて、関係者協議資料の作成を行う。

なお、必要に応じて関係者協議に同行し、交通検証の結果等について説明を行う。

(3) 沼津市公共空間再編整備計画の修正案の作成

(1)を踏まえて、選定した1案に対し、沼津市公共空間再編整備計画の修正案を作成する。中期の駅前広場（南口及び北口）、駅前街路の着彩平面図・着彩断面図を作成し、それに合わせてイメージパースを3枚程度（半鳥瞰2枚、アイレベル1枚程度）作成する。

また、変更事項に対応した計画文の修正案検討やダイアグラムの修正なども必要に応じて対応する。

2. 公共空間の暫定利活用に向けた取組及び検討

(1) 沼津駅南口交差点地下道空間の利活用に向けた検討

現在の地下道空間の利用状況を整理し、他都市事例の整理を行うなどしたうえで、上記1(1)で検討した地上横断化のプロセスの各段階に合わせた利活用方法（自転車駐輪場ほか）の提案を行い、それらの利活用方法の実現に要する手続きの流れの提示と整備等に要する費用の概算算出を行う。

(2) パークレットほか(都)三枚橋錦町線等の空間利活用の拡大に向けた検討

主にパークレット周辺の利活用に向けた道路内の暫定的な空間利活用のあり方や、それに関する社会実験等の実施を検討する。

3. まちづくり戦略会議等の運営支援

市民、事業者、有識者、行政等による「まちづくり戦略会議」や「ワーキンググループ」等の支援として、会議資料の作成、意見対応、提案等を行う。

また、会議終了後、遅滞なく、その後の業務運営に資するための議事要旨をとりまとめ、委託者に報告するとともに、公開可能な議事録を作成する。会議等は2回程度の開催を想定する。なお、業務の遂行

上、別途会議等の開催が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時会議等を開催する。

4. 沼津まちなかデザイン会議の運営支援

まちづくり戦略に基づく取組の周知を図るとともに、今後推進していく公共空間の再編や利活用などのまちづくりに対する市民意識の高揚や当事者意識の醸成を図ることなどを目的とした「沼津まちなかデザイン会議」を開催する。会議の支援として、必要となる資料の作成、企画立案、運営、公開可能な記録のとりまとめ等を行う。会議は2回程度の開催を想定する。

5. 打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時、中間時8回、成果品納入時の計10回を予定する。協議終了後は遅滞なく議事録を作成し、委託者の確認を受けること。なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設ける。

また、打合せ協議は、オンラインによる開催でも構わない。

6. 報告書作成

上記の検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

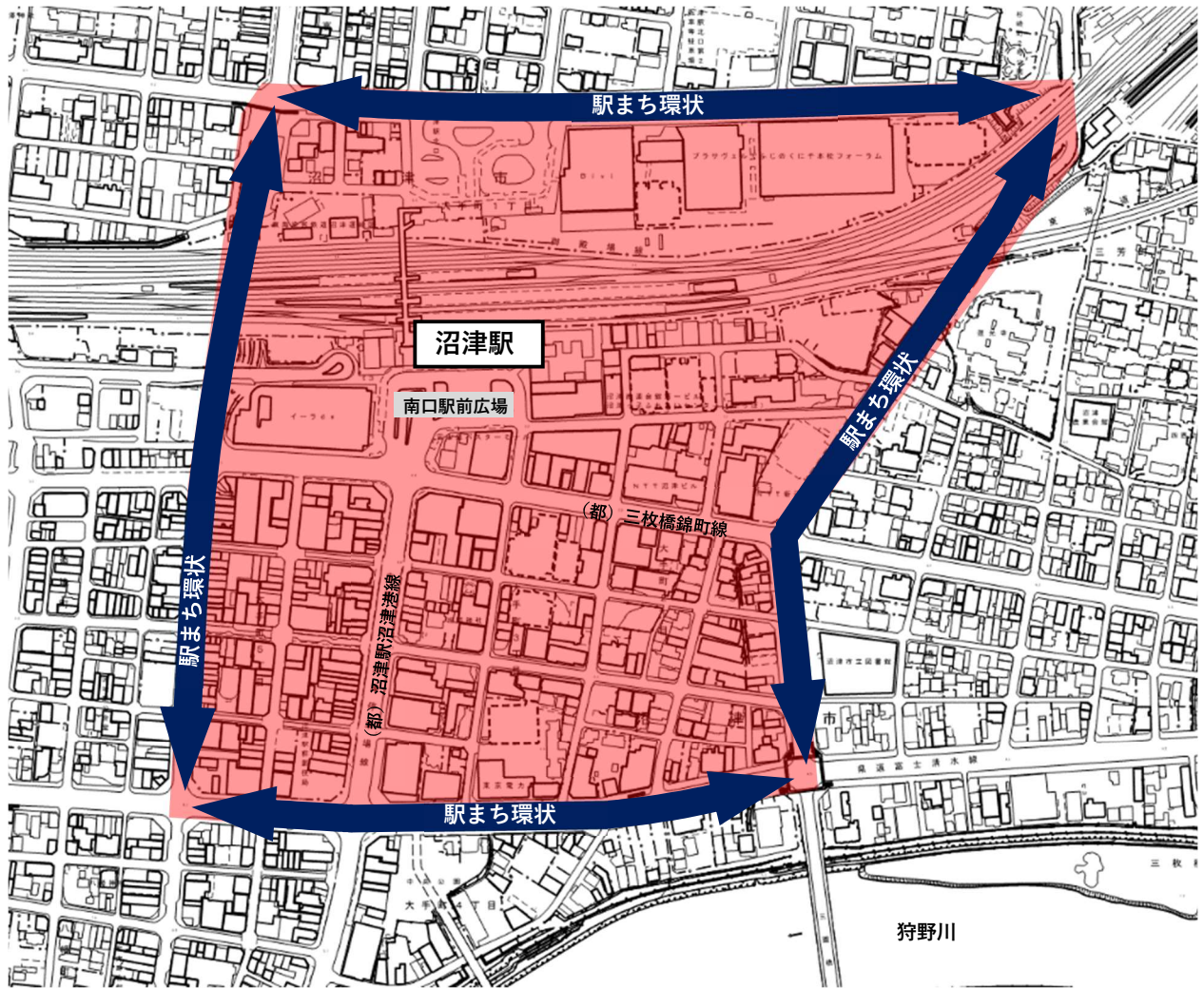
(成果品)

第10条 本業務に伴う成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書 A4版 3部（「本編」「概要編」「参考資料・データ集」としてとりまとめる）

(2) 電子データ 1式（CD-R又は同等以上の電子媒体）

電子データは、「静岡県電子納品運用ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づき作成する。



業務委託箇所 約30ha
(ヒト中心の空間を目指すエリア)